

久保山斎場及び東部方面斎場（仮称）への指定管理者制度導入について

1 趣旨

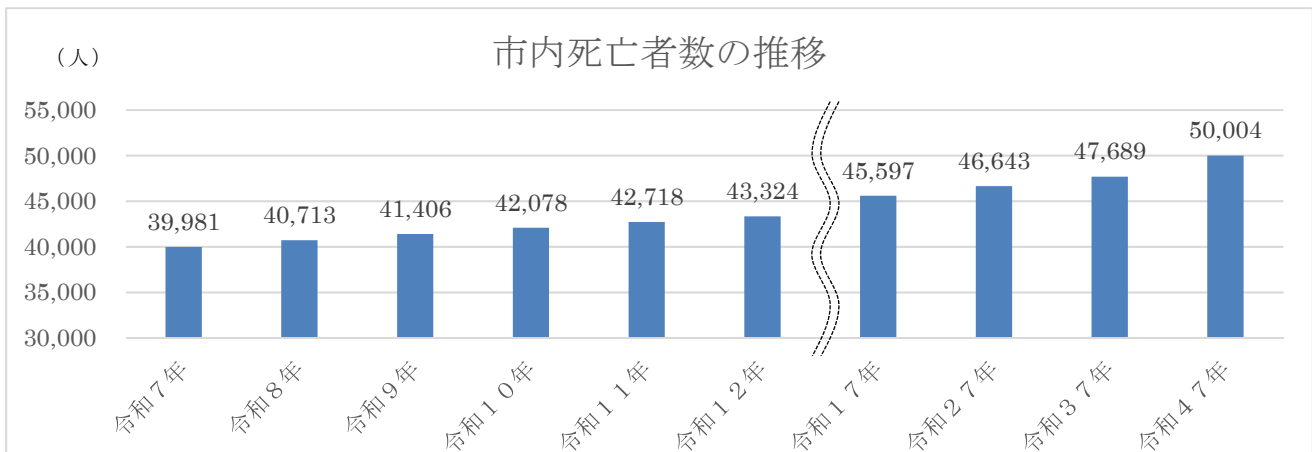
市営斎場の運営について、さらなる市民サービスの向上と経費の削減に向けて、久保山斎場及び東部方面斎場（仮称）で新たに指定管理者制度を導入します。

- (1) 久保山斎場において、令和7年4月から指定管理者制度を導入します。
- (2) 整備中の東部方面斎場（仮称）は、令和8年10月の供用開始から指定管理者制度で運営します。

2 斎場をとりまく現状

(1) 死亡者数の推移

死亡者数は年々増加しており、さらなる効率的な斎場運営が求められています。



出典：横浜市将来人口推計 ※平成27年国勢調査（平成27年10月1日時点）の人口を基準とした推計

(2) 既存斎場の運営状況（平成30年度から令和4年度）

全斎場の稼働率は97.1%で、特に久保山斎場は稼働率が最も高い状況です。

(3) 他の政令市の状況

川崎市、相模原市を含む15政令市で指定管理者制度が導入されています。

3 指定管理者制度導入により期待できる効果

(1) ニーズに応じた火葬運営

- ・ 冬季における開場日数の拡充
- ・ 利用者ニーズを踏まえた火葬時間枠の設定 など

(2) 利用者サービスの向上

- ・ 利用者アンケート等の実施による利用者満足度の見える化
- ・ 指定管理者の自主事業によるサービスの提供 など

(3) 管理運営の効率化

- ・ 施設の一体的管理による修繕への迅速な対応や人的資源の効率化
- ・ 委託等の契約事務や労務管理負担の削減 など

4 指定管理者制度導入後も市が主体的に担う主な業務

- (1) 大規模修繕等
火葬炉など一定金額以上の大規模修繕は市が契約して対応
- (2) 斎場運営の総合的な方針決定
予約システムの運用など全体の方針は市で決定
- (3) 地元協議会・周辺団体等への対応
指定管理者とも連携しながら市が主体となって対応
- (4) 残骨灰の処理
市が売払契約、歳入計上し、設備改修や斎場の利用環境向上に活用

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 久保山斎場に関するスケジュール

- 令和6年 2月【令和6年第1回市会定例会】
指定管理者制度導入に関する「横浜市斎場条例」改正案提出
- 12月【令和6年第4回市会定例会】
公募により選定した「指定管理者の指定」を提案

令和7年 4月 指定管理者による運営開始

(2) 東部方面斎場（仮称）に関するスケジュール

- 令和7年 2月【令和7年第1回市会定例会】
東部方面斎場（仮称）設置に関する「横浜市斎場条例」改正案提出
- 12月【令和7年第4回市会定例会】
公募により選定した「指定管理者の指定」を提案

令和8年 10月 指定管理者による運営開始

【参考】東部方面斎場（仮称）の進捗状況について

今年度は、7月に斎場整備用地の土木工事に着手したほか、10月には地中熱工事に着手する予定です。

令和6年2月には建物本体の建築工事及び電気設備工事の請負契約を締結する予定です。

令和8年10月の供用開始に向け、着実に工事を行ってまいります。

【参考】市営斎場の概要

斎場名	久保山斎場	南部斎場	北部斎場	戸塚斎場	東部方面斎場（仮称）
所在地	西区	金沢区	緑区	戸塚区	鶴見区
現施設供用開始	平成7年	平成3年	平成14年	昭和55年	令和8年
火葬炉数	12炉	10炉	16炉	6炉	16炉
葬祭ホール	なし	2室	4室	2室	3室